

## 1. 授業のための複製の許容

授業で利用するため、他の書籍等から切り貼りしてプリント教材を作成する場合があります。このような行為については、本来は複製権（法第21条）が働くわけですが、著作権法第35条第1項の規定により、学校その他教育機関において教育を担当する者とその授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的として、必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができることとなっています。

ここで、教育機関とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校のほか、公民館などの社会教育施設、教育センターなどの教員研修施設、職業訓練所などの職業訓練施設などであり、組織的・継続的教育機能を営む機関をいいます。営利を目的として設置されているものは除かれますので、私人の経営する予備校や塾、究極的には事業体の利益につながる会社等の職員研修施設などは該当しません。

この法第35条第1項の規定により具体的に許容されるケースとしては、例えば英語の授業において教科書の内容を深めるため、英字新聞の記事をコピーして配布することや、理科の授業において科学雑誌から論文をコピーして生徒に配布するようなことが考えられます。